

# 優良建築物等整備事業について

## 1 概要

優良建築物等整備事業（以下、「優建事業」という。）とは、市街地の環境の整備改善のため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備を行う事業について、国と地方公共団体が必要な助成を行う制度です。

札幌市では、この制度を「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（2013年策定）に掲げた目標などを実現するために活用しており、札幌市のまちづくりに大きく貢献する整備内容に対して、その整備費用の一部を補助します。

## 2 札幌市が採択する事業

具体的には、原則として以下の（１）～（４）のいずれかに該当する事業※で、札幌市がまちづくりに大きく貢献すると認められた場合に、採択します。

 ※これ以外にも国の制度要綱（社会資本整備総合交付金交付要綱等）や札幌市の採択基準に適合する必要があります。

### （１）地下鉄駅のバリアフリー性能の強化

次のア～ウを全て満たす事業

- ア 地下鉄駅コンコースへの接続
- イ 地下鉄駅コンコースから地上につながる、専用のエレベーターやエスカレーターの整備
- ウ 地下鉄駅コンコースから地上につながる、専用の階段の整備

### （２）チ・カ・ホ周辺の魅力アップ（札幌駅前通沿道のうち JR 札幌駅～地下鉄大通駅の区間）

次のア～オを全て満たす事業

- ア 敷地や建物の統合
- イ にぎわいの創出（札幌駅前通地下歩行空間との接続階及び地上低層階への物販・飲食店などの導入）
- ウ 札幌駅前通地下歩行空間との広幅員接続
- エ 回遊性の向上（空地やエレベーター、エスカレーターの整備など）
- オ エネルギーネットワークへの接続又はエネルギーセンターの整備

### （３）空中歩廊※<sub>1</sub>（又はカバードウォーク※<sub>2</sub>）の整備

地下鉄駅・JR 駅に近接するエリアで、次のア～オのいずれかの施設へ接続する空中歩廊、カバードウォークを整備する事業

- ア 公共施設（一定の施設）
- イ 病院（先進医療特化型の病院など利用者が限定されるものは不可）
- ウ 大型商業施設
- エ ホテル、旅館などの宿泊施設
- オ その他来訪者を呼び込む施設（観光スポット等）

※<sub>1</sub> 屋根と壁がある歩行者用上空通路、横断歩道橋

※<sub>2</sub> 屋根がある地上レベルの歩行者用通路

### （４）「地域交流拠点等開発誘導事業」に基づく事業

「地域交流拠点等開発誘導事業」とは、地域交流拠点等（地下鉄駅周辺など）において質の高い都市空間づくりを進めるため、容積率の緩和や事業費の補助により、民間の都市開発を支える制度です。事業費の補助メニューの１つとして優建事業も掲げています。詳細は札幌市の地域計画課（011-211-2545）までお問い合わせください。また、内容は札幌市のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kyoten/yudojigyo.html>）でも確認することができます。

上記以外にも細かな条件がありますので、詳しくは下記のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、予算措置の都合などにより**工事着工の約 2 年前から事前協議が必要**となります。建替えなどを検討する際には早い段階で、ご相談ください。